

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請 (循環型社会推進課)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課)

○公有水面埋立ての免許 (水産業基盤整備課)

公 告

○公聴会の開催 (都市計画課)

選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成三十年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成三十一年分 (令和元年分))

○資金管理団体の届出

正 誤

○宮城県公報号外第一四号 (平成二十年三月三十一日付け) 中

告 示

○宮城県告示第六百三十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。) 第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱 (平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)

第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和元年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社藤田興業

2 所在地 宮城県仙台市若林区若林二丁目六番十四号

3 代表者の氏名 藤田 和俊

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県名取市下増田字広浦三十五番百八、三十五番百九、三十五番百十、三十五番百十一、三十

五番二百二十一、三十五番二百二十三

三 産業廃棄物処理施設の種類

木くず又はがれき類の破砕施設 (二施設) (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四

十六年政令第三百号) 第七条第八号の二)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

五 申請年月日

令和元年五月十六日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所 (塩釜保健所岩沼支所)

2 縦覧期間 令和元年七月十九日から令和元年八月十九日まで (午前八時三十分から午後五時十

五分まで)

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和元年九月二日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所 (塩釜保健所岩沼支所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所 (法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 並びに対象施設の名称 (日本語によ

り記載すること。)

○宮城県告示第六百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号) 第

四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和元年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一二〇〇一三一	事業所の名称及び所在地	社会福祉法人村田町社会福祉協議会 柴田郡村田町大字村田字大槻下五番地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	居宅介護・重度訪問介護	設置者名	社会福祉法人村田町社会福祉協議会	廃止年月日	令和元年八月三十一日
-------	-----------	-------------	---------------------------------------	-------------------	-------------	------	------------------	-------	------------

○宮城県告示第六百三十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

令和元年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

令和元年七月十二日

二 免許を受けた者の名称

東松島市

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第一種室浜漁港区域内

東松島市宮戸字南麦和田山二番に隣接する公有水面並びに字南麦和田山二番、三番、字梅ヶ崎一番、四番二及び字東大崎田四番一の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち1の地点から15の地点及び15の地点から1の地点を順次に結ぶ並びに16の地点から55の地点及び55の地点から16の地点を順次に結ぶ平成二十八年の春分の満潮位（DL +1・二〇メートル≡HWL TP+〇・七〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

埋立区域(1)

1の地点 主要地方道奥松島松島公園線（県道二十七号線）に設置された公共二級基準点

（北緯三八度二〇分四九・三七五六秒、東経一四一度〇九分一四・〇七四八秒）から一九三度二分一秒、九五・六〇〇メートルの地点

- 2の地点 1の地点から 二八九度五二分四八秒 二・八四七メートルの地点
- 3の地点 2の地点から 三二四度二六分四三秒 五五・四五一メートルの地点
- 4の地点 3の地点から 一二二度四七分〇六秒 二・七〇四メートルの地点
- 5の地点 4の地点から 一二九度二四分五四秒 二・二一六メートルの地点
- 6の地点 5の地点から 一三七度四四分〇三秒 三・九二八メートルの地点
- 7の地点 6の地点から 一四三度〇〇分〇九秒 〇・五三八メートルの地点
- 8の地点 7の地点から 一一六度二七分四三秒 四・四七三メートルの地点
- 9の地点 8の地点から 一四三度〇一分三六秒 一一・七五八メートルの地点
- 10の地点 9の地点から 一四三度〇一分三二秒 八・五三九メートルの地点
- 11の地点 10の地点から 一七〇度四〇分一五秒 四・三一二メートルの地点
- 12の地点 11の地点から 一四三度〇一分二〇秒 七・六四一メートルの地点
- 13の地点 12の地点から 一四三度〇一分五八秒 二・九四〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から 一四五度五四分〇一秒 三・一四一メートルの地点
- 15の地点 14の地点から 一一一度四一分〇〇秒 三・一四五メートルの地点

埋立区域(2)

16の地点 主要地方道奥松島松島公園線（県道二十七号線）に設置された公共二級基準点（北緯三八度二〇分四九・三七五六秒、東経一四一度〇九分一四・〇七四八秒）から二六〇度一七一分七秒、七五・六三三メートルの地点

- 17の地点 16の地点から 三五一度〇三分三八秒 四・一四四メートルの地点
- 18の地点 17の地点から 三五一度三一分二〇秒 六・一五二メートルの地点
- 19の地点 18の地点から 一二度一五分三五秒 二二・二三三メートルの地点
- 20の地点 19の地点から 二五度二九分三八秒 三・九四七メートルの地点
- 21の地点 20の地点から 二九度四五分〇六秒 一八・一一八メートルの地点
- 22の地点 21の地点から 三五九度三六分四三秒 一八・八九六メートルの地点
- 23の地点 22の地点から 九度〇六分五五秒 一〇・〇九三メートルの地点
- 24の地点 23の地点から 一二度一四分四三秒 九・〇一〇メートルの地点
- 25の地点 24の地点から 一度一二分五四秒 一〇・七〇六メートルの地点
- 26の地点 25の地点から 三三八度三六分五一秒 三・八一五メートルの地点
- 27の地点 26の地点から 三三五度一九分五七秒 八・三三三メートルの地点

2 埋立てに関する工事の施行区域

(二) 面積

六五七・三二平方メートル(埋立区域)

28の地点	27の地点から	三二四度〇九分〇〇秒	二・一一二メートルの地点
29の地点	28の地点から	一八度〇三分〇九秒	二・二二七メートルの地点
30の地点	29の地点から	一一度五三分四三秒	五・二七八メートルの地点
31の地点	30の地点から	一五六度五十一分一七秒	四・二二八メートルの地点
32の地点	31の地点から	一五六度五〇分五八秒	一〇・四八二メートルの地点
33の地点	32の地点から	一五七度三八分二一秒	三・〇八一メートルの地点
34の地点	33の地点から	一六五度五十一分一八秒	三・〇六九メートルの地点
35の地点	34の地点から	一七三度一九分〇七秒	三・〇六〇メートルの地点
36の地点	35の地点から	一八一度三三分二四秒	三・〇五五メートルの地点
37の地点	36の地点から	一八五度〇一分二三秒	八・四七五メートルの地点
38の地点	37の地点から	一八四度五八分三六秒	二〇・〇〇〇メートルの地点
39の地点	38の地点から	一八四度五八分四四秒	九・一二五メートルの地点
40の地点	39の地点から	一八八度〇三分一〇秒	三・三四八メートルの地点
41の地点	40の地点から	一九四度一分三八秒	三・三四八メートルの地点
42の地点	41の地点から	一九九度二一分三三秒	二・三一四メートルの地点
43の地点	42の地点から	二〇三度三七分四一秒	二・三一三メートルの地点
44の地点	43の地点から	二〇七度三九分一一秒	二・〇七三メートルの地点
45の地点	44の地点から	二〇九度三三分〇七秒	七・八四四メートルの地点
46の地点	45の地点から	二〇六度三七分三八秒	四・九五三メートルの地点
47の地点	46の地点から	二〇〇度四八分四八秒	四・九五三メートルの地点
48の地点	47の地点から	一九六度一六分五八秒	二・七二八メートルの地点
49の地点	48の地点から	一九〇度一九分二五秒	六・三一メートルの地点
50の地点	49の地点から	一八二度五三分三三秒	六・三〇二メートルの地点
51の地点	50の地点から	一七八度〇七分〇九秒	二・五五九メートルの地点
52の地点	51の地点から	一八二度五二分四九秒	一・九三〇メートルの地点
53の地点	52の地点から	一八四度〇六分一〇秒	一・六六三メートルの地点
54の地点	53の地点から	二〇一度四五分三八秒	一・八二一メートルの地点
55の地点	54の地点から	二〇四度二九分〇六秒	一・八四八メートルの地点

(一) 位置

第一種室浜漁港区域内

東松島市宮戸字南麦和田山二番地内並びに字南麦和田山二番に隣接する公有水面並びに字南麦和田山二番、三番、字梅ヶ崎一番、四番二及び字東大崎田四番一の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点のうちアの地点からヒの地点及びヒの地点からアの地点を順次に結ぶ並びにフの地点からひの地点及びひの地点からフの地点を順次に結ぶ囲まれた区域

施行区域(1)

アの地点 主要地方道奥松島松島公園線(県道二十七号線)に設置された公共二級基準点(北緯三八度二〇分四九・三七五六秒、東経一四一度〇九分一四・〇七四八秒)から一九三度一分三七秒、九八・七九四メートルの地点

イの地点	アの地点から	三一五度四二分五九秒	六・七三〇メートルの地点
ウの地点	イの地点から	三三二度二一分〇三秒	五・四三七メートルの地点
エの地点	ウの地点から	三二四度〇〇分二二秒	三・〇〇八メートルの地点
オの地点	エの地点から	三二二度四四分一五秒	一九・九三二メートルの地点
カの地点	オの地点から	三二四度五九分三六秒	一六・三〇七メートルの地点
キの地点	カの地点から	三二二度〇二分一八秒	三・三〇七メートルの地点
クの地点	キの地点から	三〇五度四五分一八秒	一・八七一メートルの地点
ケの地点	クの地点から	三〇六度四二分三〇秒	五・三二〇メートルの地点
コの地点	ケの地点から	三〇〇度四九分二五秒	三・三六七メートルの地点
サの地点	コの地点から	三二八度二七分三四秒	五・七〇八メートルの地点
シの地点	サの地点から	一〇七度〇九分五八秒	四・九二六メートルの地点
スの地点	シの地点から	一〇七度〇九分二二秒	二・八四八メートルの地点
セの地点	スの地点から	一〇八度三八分一二秒	三・四一四メートルの地点
ソの地点	セの地点から	一一七度四三分四四秒	三・四一三メートルの地点
タの地点	ソの地点から	一二五度三六分四五秒	二・四九七メートルの地点
チの地点	タの地点から	一三四度三九分三六秒	四・二八九メートルの地点
ツの地点	チの地点から	一一六度二七分四四秒	四・四八二メートルの地点
テの地点	ツの地点から	一四二度三五分一〇秒	一二・四六九メートルの地点
トの地点	テの地点から	一四三度四三分五二秒	九・〇五五メートルの地点
ナの地点	トの地点から	一六九度三五分四五秒	四・五〇二メートルの地点

ニの地点	ナの地点から	一四八度一四分一四秒	六・九三六メートルの地点
ヌの地点	ニの地点から	一四三度三九分三七秒	二・九四〇メートルの地点
ネの地点	ヌの地点から	一四七度二一分一〇秒	三・三六八メートルの地点
ノの地点	ネの地点から	一五一度二〇分〇七秒	三・三六九メートルの地点
ハの地点	ノの地点から	一五六度三五分五三秒	五・一七九メートルの地点
ヒの地点	ハの地点から	一五六度三六分三三秒	二・〇三五メートルの地点

施行区域(2)

フの地点 主要地方道奥松島松島公園線(県道二十七号線)に設置された公共二級基準点(北緯三八度二〇分四九・三七五六秒、東経一四一度〇九分一四・〇七四八秒)から二五八度二分三五秒、七五・三二二メートルの地点

への地点	フの地点から	三四二度五七分五〇秒	七・三八三メートルの地点
ホの地点	への地点から	二六度一五分五七秒	一・五四一メートルの地点
マの地点	ホの地点から	三五〇度〇五分三七秒	二・九〇六メートルの地点
ミの地点	マの地点から	六度二八分四一秒	二・〇六五メートルの地点
ムの地点	ミの地点から	一度三八分〇五秒	二・五五九メートルの地点
メの地点	ムの地点から	四度二一分二一秒	一三・八七七メートルの地点
モの地点	メの地点から	三度〇九分三〇秒	三・一二二メートルの地点
ヤの地点	モの地点から	一九度二九分四三秒	一一・二一〇メートルの地点
ユの地点	ヤの地点から	三五度五六分四三秒	七・八九四メートルの地点
ヨの地点	ユの地点から	四六度一〇分二五秒	一・七九五メートルの地点
ラの地点	ヨの地点から	四八度二四分二五秒	四・四七四メートルの地点
リの地点	ラの地点から	三度〇九分二五秒	五・九五六メートルの地点
ルの地点	リの地点から	三五九度三五分三七秒	九・一六六メートルの地点
レの地点	ルの地点から	七度二八分〇六秒	二〇・〇一九メートルの地点
ロの地点	レの地点から	三度一三分三一秒	八・四七八メートルの地点
ワの地点	ロの地点から	〇度三五分四七秒	四・八九九メートルの地点
ヲの地点	ワの地点から	三四二度一四分二五秒	四・九六四メートルの地点
アの地点	ヲの地点から	三三九度〇二分三一秒	一〇・五二三メートルの地点
イの地点	アの地点から	一四度五九分〇三秒	七・三六〇メートルの地点
ウの地点	イの地点から	一三四度一五分二三秒	四・三〇五メートルの地点
エの地点	ウの地点から	一五三度五三分〇八秒	一一・七七三メートルの地点

おの地点	えの地点から	一五八度一五分五六秒	三・四八九メートルの地点
かの地点	おの地点から	一六六度二五分〇三秒	三・五二一メートルの地点
きの地点	かの地点から	一七四度三四分三九秒	三・五〇三メートルの地点
くの地点	きの地点から	一八二度四三分〇一秒	三・五〇二メートルの地点
けの地点	くの地点から	一八四度〇四分五六秒	八・四二八メートルの地点
この地点	けの地点から	一八四度五五分二六秒	二〇・〇二七メートルの地点
さの地点	この地点から	一八五度三六分一秒	九・一二六メートルの地点
しの地点	さの地点から	一八八度〇九分〇〇秒	三・六五四メートルの地点
すの地点	しの地点から	一九四度一分〇三秒	三・六六五メートルの地点
せの地点	すの地点から	一九九度一六分一九秒	二・五三三メートルの地点
その地点	せの地点から	二〇三度二六分四三秒	二・五三一メートルの地点
たの地点	その地点から	二〇七度二四分三九秒	二・二七二メートルの地点
ちの地点	たの地点から	二〇九度三九分一二秒	七・八四四メートルの地点
つの地点	ちの地点から	二〇六度五一分二四秒	四・六五五メートルの地点
ての地点	つの地点から	二〇一度四三分一七秒	四・六五六メートルの地点
との地点	ての地点から	一九七度四五分三〇秒	二・五七〇メートルの地点
なの地点	との地点から	一八九度五七分三八秒	五・九三七メートルの地点
にの地点	なの地点から	一八一度二一分三九秒	五・九三八メートルの地点
ぬの地点	にの地点から	一七五度四三分四七秒	二・五六五メートルの地点
ねの地点	ぬの地点から	一八一度一九分四〇秒	二・四六〇メートルの地点
のの地点	ねの地点から	一八六度三四分五一秒	二・一〇三メートルの地点
はの地点	のの地点から	二〇三度五三分五七秒	二・二九八メートルの地点
ひの地点	はの地点から	二二二度二八分〇三秒	二・三二七メートルの地点

(三) 面積

一、四一六・七七平方メートル(施行区域)

四 埋立地の用途

遊歩道施設用地

公 告

〇都市計画に関する公聴会規則(昭和四十五年宮城県規則第三号)第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和元年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
令和元年八月五日(月) 午後七時から	柴田郡大河原町字南百二十九番一号 宮城県大河原合同庁舎

二 件名

仙南広域都市計画の変更(素案)について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述申出者」という。)は、白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町及び丸森町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業(法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係)を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、令和元年七月二十九日(月)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

1 都市計画の目標

2 区域区分の決定の有無

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(二) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(三) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(四) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(五) 防災に関する都市計画の決定の方針

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二一-三三三三・三三三四)に行うこと。

選挙管理委員会

〇宮選管告示第七十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和元年七月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大久保ひろのぶ後援会	大泉 武夫	大久保康子	柴田郡村田町大字菅生字源蔵沢七三一九	令和元年六月三日
かくばり一郎後援会	阿部 祥夫	角張 政弘	白石市大鷹沢三沢字唐竹一一八	令和元年六月七日
柏すけかた後援会	柏 佑賢	柏 佑賢	塩釜市清水沢一一五一一五	令和元年六月七日
克己会	高橋 克也	高橋 圭	仙台市若林区東七番丁一	令和元年六月四日
高橋克也後援会	高橋 克也	高橋 圭	仙台市若林区東七番丁一	令和元年六月四日
内藤りょうすけを応援する会	伊藤 長悦	庄司 保	仙台市太白区西中田五一七一一八	令和元年六月十二日
結城喜和後援会	齋 文雄	結城 喜和	亶理郡亶理町逢隈中泉字中一一九	令和元年六月十二日

〇宮選管告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和元年七月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

自由民主党大衡村支部	堀籠 友也	会計責任者の氏名	小川ひろみ	狩野 勝彦	令和元年六月十六日
------------	-------	----------	-------	-------	-----------

自由民主党川崎町支部	森岡 孝七	会計責任者の氏名	丹野 熊雄	佐藤新一郎	令和元年六月五日
------------	-------	----------	-------	-------	----------

自由民主党宮城県柔道整復師支部	櫻田 裕	会計責任者の氏名	佐々木裕忠	工藤 健人	令和元年五月二十六日
-----------------	------	----------	-------	-------	------------

自由民主党宮城県生コンクリート支部	高野 剛	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区大槻一六一二三	仙台市宮城野区鉄砲町東四一四	令和元年五月二十四日
-------------------	------	------------	----------------	----------------	------------

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

いとうなおき後援会	伊藤 直樹	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区福田町南二一四	仙台市宮城野区福室三一三一	令和元年六月十二日
-----------	-------	------------	----------------	---------------	-----------

伊藤博章後援会	鈴木 富夫	代表者の氏名	鈴木 富夫	佐藤 雅博	令和元年六月九日
---------	-------	--------	-------	-------	----------

伊藤雅一後援会	伊藤つる子	代表者の氏名	伊藤つる子	佐藤 仁一	平成三十一年二月十五日
---------	-------	--------	-------	-------	-------------

桜井公一後援会	土井 徳夫	主たる事務所の所在地	宮城県郡松島町根廻相田一五一	宮城県郡松島町手樽字三浦三七	令和元年六月二十四日
---------	-------	------------	----------------	----------------	------------

佐藤衛後援会	佐藤 今夫	代表者の氏名	佐藤 今夫	登藤 安蔵	令和元年五月二十七日
--------	-------	--------	-------	-------	------------

全日本不動産政治連盟宮城県本部	小林 妙子	会計責任者の氏名	穴戸 壽一	相澤 克也	令和元年六月十日
-----------------	-------	----------	-------	-------	----------

南郷支部を支援する会	尾形 正幸	会計責任者の氏名	本間 康夫	青木 博夫	平成三十年二月十三日
------------	-------	----------	-------	-------	------------

日本第一党宮城県本部	佐藤 琢也	代表者の氏名	佐藤 琢也	田中 信吉	令和元年
------------	-------	--------	-------	-------	------

部 の 氏 名 五月十二日

の 氏 名 田中 信吉 佐藤 琢也

の 氏 名 渡邊 清博 末永 朗 令和元年六月十三日

の 氏 名 渡邊 清博 工藤 健人 令和元年五月二十六日

の 氏 名 佐々木裕忠 加美郡加美町字西田一八一 加美郡加美町字南小路一六二 令和元年五月二十二日

の 氏 名 中島 信也 府田 政之

○宮選管告示第八十一号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和元年七月十九日 宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

鎌田さゆり後援会 鎌田さゆり 令和元年六月二十四日

○宮選管告示第八十二号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和元年七月十九日 宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫

（その他の政治団体）

鎌田さゆり後援会 鎌田さゆり 法第十九条の七第一項第一号及び第二号公職の候補者の氏名 鎌田さゆり

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号公職の候補者の氏名 鎌田さゆり

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

資金管理団体の指定期間 1.1～7.18
報告年月日 1.5.30 (1.6.24解散)

1 収入総額 4,231,437

前年繰越額 2,327,437

本年収入額 1,904,000

2 支出総額 4,231,437

3 本年収入の内訳 (32人) 64,000

個人の党費・会費 64,000

機関紙誌の発行その他の事業による収入 1,840,000

鎌田さゆりを囲む会 1,840,000

4 支出の内訳

経常経費 2,644,273

人件費 2,220,000

光熱水費 51,840

備品・消耗品費 157,611

事務所費 214,822

政治活動費 1,587,164

組織活動費 326,244

機関紙誌の発行その他の事業費 220,391

宣伝事業費 66,254

政治資金パーティー開催事業費 154,137

寄附・交付金 978,751

その他の経費 61,778

○宮城県告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和元年七月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

鎌田さゆり後援会

国會議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号

公職の候補者の氏名 鎌田さゆり

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 1.6.26 (1.6.24解散)

1 収入総額 64,800

2 本年収入額 64,800

3 本年収入の内訳 64,800

寄附 64,800

政治団体分 64,800

4 支出の内訳 64,800

経常経費 64,800

事務所費 64,800

5 寄附の内訳

〔政治団体分〕

年間五万円以下のもの 64,800

○宮城県告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和元年七月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団

体の届出を

した者（代

表者）の氏

名

資金管理団体の

名

公職の種類

主たる事務所の所在地

指定年月日

郷古正太郎 仙台市議会議員 仙台市青葉区川平三ー四七ー二 平成三十一年

高橋 克也 宮城県議會議員 克己会 仙台市若林区東七番丁一 四月一日

五月三十日

正 誤

○宮城県公報号外第一四号（平成二十年三月三十一日付け）中

ページ

一三

上 段

二三

正

「同表のい項及びへ項」に掲げる
図書」を「省令第一条の第三一項
の表二の(旨)項に掲げる図書（法第
五十六条の二第一項ただし書の許
可の内容に適合することの確認に
必要な図書を除く。）及び各階平
面図）」

誤

「同表のい項及びへ項に掲げる図
書」を「省令第一条の第三一項の
表二の(旨)項に掲げる図書（法第五
十六条の二第一項ただし書の許可
の内容に適合することの確認に必
要な図書を除く。）及び各階平面
図）」